



Title	高見進教授の経歴と業績
Author(s)	町村, 泰貴; Machimura, Yasutaka
Citation	北大法学論集, 62(6), 151-165
Issue Date	2012-03-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/48740">https://hdl.handle.net/2115/48740</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR62-6_005.pdf



# 高見進教授の経歴と業績

町村 泰 貴

## 一、経歴

高見進教授は、平成二四年三月三一日をもって、北海道大学大学院法学研究科の定年を迎えられる。

高見教授は昭和四六年に東京大学法学部を卒業され、東京大学大学院法学政治学研究科修士課程に進学され、昭和四七年に司法試験に合格された後、昭和四八年四月に東京大学法学部助手に採用され、昭和五〇年四月に北海道大学法学部に助教として赴任された。その後、昭和六〇年七月には北海道大学法学部教授に昇任され、平成一二年四月には北海道大学の組織替えに伴い北海道大学大学院法学研究科教授とられた。また、平成一六年四月の法科大学院制度発足に伴い、法学研究科法律実

務専攻（法科大学院）の専任教員を兼ねられている。

この間、北海道大学法学部・法学研究科および全学の各種委員を務められ、その運営に力を尽くされた。特に法科大学院の教育・運営に当たっては、入学者選抜の方法や学生指導の面でご尽力いただいたところである。

法学部の教育では、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱの講義および演習を担当され、法学部の学生を指導された。法学研究科においても、講義および演習を担当され、研究者の育成や社会人に対する高度専門教育に力を注がれた。大学院教育の場でもある民事法研究会では、大学院生の指導にとどまらず、同僚間の議論においても重要な指摘をされ、学問水準の向上に寄与されてきた。

法科大学院開設後は、法学未修者を対象とする民事訴訟法Ⅰ・

IIの講義および法学既修者等を対象とする民事法事例問題研究IVを担当されたほか、先端・発展プログラムとして現代倒産・執行法A・Bを担当され、法科大学院生の指導に当たられた。

この他、法学部・法学研究科の学生指導の一環として、フットサルなどの課外活動・リクレーションも積極的に支援され、また教員の間でもテニスを始めとするスポーツに積極的に関わられ、小樽商科大学や北海学園大学、裁判所・弁護士会などとの交流戦にも参加されてきた。

学会活動では、日本民事訴訟法学会および日本私法学会、日米法学会に所属され、日本民事訴訟法学会では昭和六二年の研究大会において「証拠保全についての若干の考察」と題する研究報告を行った。また学会における個別報告やシンポジウムの場でも積極的に発言・質問をされ、議論の水準を高めることに寄与された。日本民事訴訟法学会の運営面でも、昭和五二年五月から昭和五五年五月まで、昭和六一年五月から平成元年五月まで、平成一〇年五月から平成一三年五月まで、そして平成一六年五月から平成二二年五月まで、それぞれ理事を務められ、同学会の発展に尽くされた。

学外でも、札幌地方裁判所における民事実務研究会では、長年大学側の世話役を務められ、研究活動の取りまとめ役を務め

られた。近時の倒産法改正をきっかけとして同じく札幌地方裁判所に作られた倒産法研究会についても、その創設時から関与され、実務家との研究交流を推進された。

社会活動としては、札幌簡易裁判所の調停委員および司法委員を平成二年二月から現在に至るまで続けられているほか、北海道建築紛争審査会特別委員（平成一〇年から平成一六年）、北海道建築紛争審査会委員（平成一六年から現在まで）、司法試験第二次試験考查委員（民事訴訟法担当）（平成一一年から平成二〇年まで、このうち平成一九年および二〇年は新司法試験考查委員）、札幌弁護士会懲戒委員会予備委員（平成二年から平成四年まで）、札幌弁護士会懲戒委員会委員（平成一〇年から平成一八年まで）、札幌地方裁判所裁判所委員会委員（平成一六年から平成一九年まで）、財団法人日弁連法務研究財団における法科大学院認証評価事業評価員（平成一七年から平成二一年まで）、文部科学省大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）専門委員（平成一八年から平成二〇年まで）を歴任され、活躍されてきた。

こうしたご経歴の中、研究業績も膨大に残されている。次に研究面の特徴を記す。

## 二、研究業績

高見教授の研究活動は、東京大学大学院法学政治学研究所における修士論文「登記請求権保全の仮処分効力」に始まる。同論文は法学協会雑誌九三巻九号および九四巻三号に掲載された。

その後、今日に至るまで、民事訴訟法学の多岐に渡る研究を發表されておられる。その研究スタイルは、比較法研究や沿革に遡る研究を基礎としながら法解釈論を展開されるオーソドックスなスタイルのものが多く、証拠保全について行われたように、実証データに基づいての研究も行われる。

その主要な内容をまとめるとするならば、以下のようなだろう。

### (1) 判決手続

判決手続に関する高見教授の主たる業績は、判決効、特にその実効性や主観的範囲の拡張を論じるもの、証拠保全や推定に関する証拠法の研究、そして同時審判申出訴訟に関する一連の研究が挙げられる。

高見教授の問題関心の一つは、民事訴訟を通じた紛争解決の

実効性や広がりにあるものと思われる。時系列的には次に取り上げる執行保全分野における研究が先行しており、そこでの実効性に対する問題関心が、判決手続の分野では、判決効の主観的範囲についての研究や差止めに関する研究につながって来たのであろう。

そこからさらに、判決効をめぐるさまざまな問題、例えば法人格なき団体が当事者となった場合の判決効のあり方や、相殺の抗弁と判決効の問題などに研究を広げておられる。

証拠法分野では、昭和五八年の『講座民事訴訟第五巻』に書かれた「証拠保全の機能」が注目される。ここでは、母法たるドイツ法の沿革と日本法の沿革を踏まえた上で、札幌地裁本庁の昭和四五年から五五年までの一〇年間に申し立てられた一〇六件を調査され、証拠保全の機能について実証的に論じられている。それによれば、診療録が三一件と比較多数を占めるが、必ずしも本訴提起にはつながっていないなど、従来の知見とは異なる実態が明らかにされており、貴重な調査結果となっている。この調査結果を踏まえ、証拠保全の証拠開示機能のあり方について論じられ、改ざんのおそれを保全事由とする証拠保全決定では改ざんのおそれが具体的に疎明されたとき以外、決定の告知と証拠調べの実施時期とに相当な期間をおくべきこと

を、実務運用にならって提言され、逆に開示的運用が必ずしも不当な結果を招くものではないことを論証されている。

この研究が、その後の昭和六一年度民事訴訟法学会大会における学会報告「証拠保全についての若干の考察」に発展し、同名の学会報告要旨にまとめられている。

証拠法分野における高見教授の研究は、さらに「アメリカ法における推定についての一考察」にも結実している。そこではアメリカ法上の推定についての先行研究を踏まえつつ、「推定の抵触」についてのアメリカ法の取り扱いを紹介されている。

## (2) 保全・執行

保全・執行分野では、修士論文としてまとめられた前掲論文に引き続き、アメリカ法の研究も含め、保全処分への可能性を論じられた論文、そして新民事訴訟法の制定に際して仮執行宣言と執行停止についての論文が出されている。

その最初の論文である「登記請求権保全の仮処分の効力」では、登記請求権保全のために利用される処分禁止の仮処分を検討対象とし、解釈上争いがある効力や本案の権利の実現方法、処分禁止の仮処分に反して移転登記がなされた場合の処理についての問題意識から、ドイツ法を比較研究の対象とし、プロイ

セン法にも遡って学説判例を丹念に研究したものである。

裁判による権利実現の実効性という文脈に広げるならば、民事保全も重要なファクターであるところ、高見教授の「保全処分の『流用』の可否についての一考察」と題する論文では、保全処分がなされた後の被保全権利の変更可能性について考察され、訴えの変更に応じて従前の被保全権利と請求の基礎が同一の範囲内にある被保全権利で、かつ保全処分当時に既に発生していたものについては変更可能であると論じられている。

執行法分野での問題意識は、その後の高見教授の業績にも現れており、特に平成三年の「民事訴訟の課題と将来」と題するジュリスト特集号では、給付判決の実効性確保について民事執行法を軸に検討されている。ここでは強制執行過程で尊重されるべき諸利益との調整の中でも、少額訴訟が将来整備された場合の執行の実効性を手当てすべきこと、執行対象財産の確保が大きな課題であり、そのために財産開示制度を導入すべきことなど、現在の立法動向を先取りした的確な指摘がなされている。高見教授の問題意識の先進性を示すものである。

## (3) 倒産と担保

高見教授の倒産法分野における業績は、担保法に関するもの

が比較的多く見られる。例えば最判昭和六一年四月一日民集四〇卷三号五八四頁を手がかりとして本誌に書かれた仮登記担保法に関する論文、質権の直接取立てと執行行為の否認との関係を論じられた研究、根抵当や根保証の倒産法上の扱いを取り上げられた論文などが挙げられる。

### 高見進教授の経歴

#### 【学歴・研究歴】

昭和二三年四月 兵庫伊丹に生まれる。  
昭和四六年六月 東京大学法学部卒業  
昭和四七年 司法試験合格  
昭和四八年三月 東京大学大学院法学政治学研究所修士課程  
(民刑事法専攻) 修了  
同年四月 東京大学法学部助手  
昭和五〇年四月 北海道大学法学部助教授  
昭和五二年五月 日本民事訴訟法学会理事(昭和五五年五月まで)  
昭和六〇年七月一六日 北海道大学法学部教授  
昭和六一年五月 日本民事訴訟法学会理事(平成元年五月まで)

平成一〇年五月 日本民事訴訟法学会理事(平成一三年五月まで)  
平成一二年四月 北海道大学大学院法学研究科教授  
平成一六年四月 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻専任教員兼務  
平成一六年五月 日本民事訴訟法学会理事(平成二二年五月まで)

#### 【社会活動】

平成 二年二月 札幌簡易裁判所調停委員(現在に至る)  
平成 二年二月 札幌簡易裁判所司法委員(現在に至る)  
平成 二年六月 札幌弁護士会懲戒委員会予備委員(平成四年五月まで)  
平成一〇年 北海道建築紛争審査会特別委員(平成一六年一月まで)  
平成一〇年四月 札幌弁護士会懲戒委員会委員(平成一八年五月まで)  
平成一二年 司法試験第二次試験考査委員(民事訴訟法担当)(平成二〇年まで。平成一九年、二〇年は新司法試験考査委員)

平成一六年一月 北海道建築紛争審査会委員（現在に至る）

平成一六年 札幌地方裁判所裁判所委員会委員（平成一九年まで）

平成一七年六月（財）日弁連法務研究財団法科大学院認証評価事業における評価員（平成二一年まで）

平成一八年 文部科学省大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）専門委員（平成二〇年まで）

## 高見進教授の業績

### 【編著書】

二〇〇一（平成一三）年

『新堂幸司先生古稀祝賀・民事訴訟法理論の新たな構築（上・下）』（青山善充、伊藤眞、高橋宏志、高田裕成、長谷部由起子の各氏との共編）有斐閣

二〇〇五（平成一七）年

『民事法2・担保物権・債権総論』（瀬川信久、加藤幸雄各氏との共編）

### 【学術論文】

一九七六（昭和五二）年

「登記請求権保全の仮処分効力（一）」法学協会雑誌九三卷九号

一九七七（昭和五二）年

「登記請求権保全の仮処分効力（二）」法学協会雑誌九四卷三号

一九七九（昭和五四）年

「訴訟承継主義の限界」『民事訴訟法の争点（ジュリスト増刊／法律学の争点シリーズ5）』

一九八〇（昭和五五）年

「訴訟代理人の補助者の過失と上訴の追完」『小室直人・小山昇先生還暦記念・裁判と上訴（上）』有斐閣

「主債務者勝訴判決の保証人に対する効力（争点の現況）」

Law School 二五号

一九八一（昭和五六）年

「判決効の承継人に対する拡張―建物取去土地明渡請求訴訟の場合―」北大法学論集三一巻三・四号上

一九八三（昭和五八）年

「証拠保全の機能」『講座民事訴訟 第五巻』弘文堂

一九八七（昭和六二）年

「証拠保全についての若干の考察」民事訴訟雑誌三三三三三

一九八八（昭和六三）年

「保全処分『流用』の可否についての一考察―保全処分後に新たな被保全権利が生じた場合を中心に―」『竜喜喜助先生還暦記念・紛争処理と正義』信山社出版

「仮登記担保法における通知の意義―最二小判昭六一年四月一日日民集四〇巻三号五八四頁を手掛りに―」北大法学論集三八巻五・六号下

「証拠保全制度の機能」『民事訴訟法の争点 新版（ジュリス

ト増刊／法律学の争点シリーズ5）』

一九九〇（平成二）年

「不服申立て全体の相互関係・審級関係」ジュリスト臨時増刊九六九号

「地裁審理に判事補の参与を認める規則制定（一九七二）法学教室一一二号

一九九一（平成三）年

「第四五、四六、五八条の注釈」『注釈民事訴訟法 第一巻』有斐閣

「判決の実効性確保」ジュリスト九七二号

「アメリカ法における推定についての一考察」『三ヶ月章先生古稀祝賀・民事手続法学の革新（中）』有斐閣

一九九二（平成四）年

「民事訴訟法改正のゆくえ―国民に利用しやすく、分かりやす

い民事訴訟を」法学セミナー四五二号

一九九三(平成五)年

「訴え提起の柔軟化」ジュリスト一〇二八号

一九九四(平成六)年

「破産財団をめぐる法律関係の整理」判例タイムズ八三〇号臨時増刊

「根抵当権及び根保証契約」判例タイムズ八三〇号臨時増刊

一九九六(平成八)年

「同時審判の申出がある共同訴訟」ジュリスト一〇九八号

一九九七(平成九)年

「推定則を判示する破棄判決の拘束力について―小樽種痘禍損害賠償請求事件を手掛りに」民事訴訟雑誌四三三号

「第三三四―二四二条の注釈」『基本法コンメンタール新民事

訴訟法2』日本評論社

一九九八(平成一〇)年

「当事者能力・適格」月刊法学教室二〇八号

「第三七二―三七六条の注釈」『注釈民事訴訟法 第八卷』有

斐閣

「仮執行宣言と執行停止」講座 新民事訴訟法3』弘文堂

「法人でない団体の当事者能力」『民事訴訟法の争点 第三版

(ジュリスト増刊/法律学の争点シリーズ5)』

一九九九(平成一一)年

「法人格のない団体の訴訟と判決の効力…団体の性格を考慮する視点から」『私法学の再構築(北大法学部ライブラリー2)』北海道大学図書刊行会

「質権の直接取立てと執行行為の否認」『倒産手続と担保権・

否認権・相殺権の諸問題』増刊金融・商事判例増刊一〇六〇号

経済法令研究会

二〇〇一（平成一三）年

「同時審判の申出がある共同訴訟の取扱い」『新堂幸司先生古稀祝賀・民事訴訟法理論の新たな構築（上）』有斐閣

「流動化・証券化の法律問題（2）倒産法」（シンポジウム  
資産流動化・証券化の実態と法理）金融法研究 資料編一七号

二〇〇四（平成一六）年

「具体的な裁判例を素材にして、基礎原理を深く掘り下げて理解する（指導教員と学生が共同研究する『実践応用演習』／民事訴訟法）」ロースクール研究一号

二〇〇五（平成一七）年

「損害賠償額の算定基準時」『民事法2：担保物権・債権総論』

「流動化・証券化の法律問題（2）倒産法」（シンポジウム  
資産流動化・証券化の実態と法理）金融法研究一八号

「複雑な訴訟」（角森正雄氏との共著）『新現代民事訴訟法入門（現代法双書）』法律文化社

「倒産処理における再建型手続きの展開についての日米比較—  
金融のあり方の視点から」調査季報六一号

二〇〇六（平成一八）年

「手続間移行」『講座倒産の法システム第4巻：倒産手続における新たな問題・特殊倒産手続』

二〇〇三（平成一五）年

「第五四条の注釈」『条解民事再生法』弘文堂

二〇〇七（平成一九）年

「第二三四―二四二条の注釈」『基本法コンメンタール』第三版  
「第二三四―二四二条の注釈」『基本法コンメンタール』第二版  
「第二三四―二四二条の注釈」『基本法コンメンタール』第三版  
新民事訴訟法2 日本評論社

『条解民事再生法(第二版)』弘文堂

二〇〇八(平成二〇)年

「金融機関の所持する文書に対する文書提出命令〔含 質疑応答〕」金融法研究二四号

二〇〇九(平成二一)年

「同時審判の申出がある共同訴訟」『民事訴訟法の争点』(ジュリスト増刊/新・法律学の争点シリーズ4)

「一部の債権による相殺の抗弁と判決の効力」『青山善充先生

古稀祝賀論文集・民事手続法学の新たな地平』有斐閣

二〇一〇(平成二二)年

「複合的契約の濫用と強制執行上の問題：第三者異議の訴えと法人格否認に関する近時の最高裁判決を手掛かりに」北大法学

論集六〇巻六号

### 【判例研究】

一九七二(昭和四七)年

「仮差押解放金は仮差押の目的物に代わるものとして民法三〇四条の適用を受けるか(東京高決昭和四四・六・二五)」ジュリスト五一一号

一九七三(昭和四八)年

「登録意匠についてのいわゆる権利範囲確認の訴の適否(最判昭和四七・七・二〇)」法学協会雑誌九〇巻一一号

一九七四(昭和四九)年

「*Sniadach v. Family Finace Corp.*, 395U.S.337(1969) — 債権者の申立てのみにより、債務者に notice と prior hearing を与えることなく、本訴の trial まで賃金が凍結されるウイスコン州の garnishment (債権仮差押手続) は、合衆国憲法第14修正の due process clause に反する」『アメリカ法一九七四年二号』

「更生計画変更決定に対する即時抗告手続への補助参加申立を許さなかった事例(広島高岡山支決昭和四六・四・二八)」ジュリスト五六〇号

一九七五(昭和五〇)年

「小切手判決に対する再審の訴において、再審事由の審理に証拠制限を否定した事例（名古屋地判昭和四七・五・六）」ジュリスト五八九号

「不法に抹消された強制競売申立の登記の回復登記と登記上利害の関係を有する第三者の承諾義務（最判昭和三九・七・一〇）」法学協会雑誌九二巻八号

「控訴審の終局判決言渡後判決正本の送達前に訴訟当事者が死亡し訴訟手続が中断した場合に、相手方当事者の受継の申立に基づいて受継決定があつたときは、新当事者とされた者は、終局判決に対する上告により受継決定のみの破棄を求めうる（最判昭和四八・三・二三）」法学協会雑誌九二巻九号

一九七七（昭和五二）年  
「公示催告中の約束手形金債権に対する仮差押の執行方法（最判昭和五一・四・八）」ジュリスト臨時増刊六四二号（昭和五一年度重要判例解説）

一九八二（昭和五七）年

「引受承継の可否（最判昭和四一・三・二二）」別冊ジュリスト七六号〔民事訴訟法判例百選 第二版〕

「同一手形に基づく振出人・裏書人に対し手形金の請求をする場合には民法二二一条の併合請求の裁判籍の適用を受けるが、その適用には一定の限界があり、本件はその限界を超えるとした事例（名古屋地決昭和五五・一〇・一八）」判例時報一〇三七号

一九八三（昭和五八）年  
「白地手形による手形金請求を棄却する判決の既判力（最判昭和五七・三・三〇）」判例時報一〇六一号

「管轄の合意にもかかわらず別訴の請求異議訴訟の係属を理由に民法三二一条の移送を認めた事例（東京高決昭和五八・四・二七）」判例時報一〇九一号

一九八八（昭和六三）年

「診療録などにつき改ざんのおそれがあるとして証拠保全の申立てが認容された事例（広島地決昭和六一・一一・二二）」判

例タイムズ六六〇号

一九九〇(平成二)年

「相殺の可否(1)——条件付債務の条件成就(最判昭和四七・七・一三)」別冊ジュリスト一〇六号〔新例産判例百選〕

一九九二(平成四)年

「信義則(3)——当事者の確定——(最判昭和四八・一〇・二六)」別冊ジュリスト一一四号〔民事訴訟法判例百選I〕

「口頭弁論終結後の承継人(最判昭和四八・六・二二)」別冊ジュリスト一一五号〔民事訴訟法判例百選II〕

一九九三(平成五)年

「(一) 訴状の有効な送達のないままされた判決が確定した場合と民訴法四二〇条一項三号の再審事由、(二) 判決正本が有効に送達され右判決に対する控訴がされなくても民訴四二〇条一項ただし書の適用がない場合(最判平成四・九・一〇)」民商法雑誌一〇九巻二号

一九九六(平成八)年

「境界の全部に接続する土地部分の時効取得と境界確定の訴えの当事者適格(最判平成七・三・七)」判例時報一五五八号

「特別受益財産であることの確認の訴えの利益(最判平成七・三・七)」法律時報別冊私法判例リマークス一三三号

一九九八(平成一〇)年

「(一) 所有権確認判決前の相続による共有持分権取得と既判力の遮断効、(二) 一部の共同相続人間に所有権確認判決がある場合の遺産確認の訴えの適否(最判平成九・三・一四)」法律時報別冊私法判例リマークス一六号

「信義則(3)——当事者の確定——(最判昭和四八・一〇・二六)」別冊ジュリスト一四五号〔民事訴訟法判例百選I(新法対応補正版)〕

「口頭弁論終結後の承継人(最判昭和四八・六・二二)」別冊ジュリスト一四六号〔民事訴訟法判例百選II(新法対応補正版)〕

二〇〇〇（平成一二）年

「再抗弁に対する判断の遺脱が上告理由としての理由不備に当たらないとされた事例（最判平成一一・六・二九）」判例時報一七〇九号

二〇〇一（平成一三）年

「（一）民訴法二二〇条三号後段の文書には、文書の所持者が専ら自己使用のために作成した内部文書は含まれない、（二）教科用図書検定調査審議会作成の、検定申請のあった教科用図書の判定内容を記載した書面及び文部大臣に対する報告書は民訴法二二〇条三号後段の文書に当たらない（最決平成一二・三・一〇）」判例時報一七三四号

「西淀川大気汚染公害訴訟（第二、四次）」と抽象的差止請求の適否（大阪地判平成七・七・五）」判例タイムズ一〇六二号

「ゴルフクラブと権利能力のない社団」金融・商事判例別冊「ゴルフ法判例七二」

「いわゆる具体的相続分の価額または割合の確認を求める訴え

の適否（最判平成一二・二・二四）」法律時報別冊私法判例リマーカーズ二二号

二〇〇二（平成一四）年

「破産管財人の第三者性（一）」——建物保護法一条の第三者」別冊ジュリスト一六三三号〔倒産判例百選 第三版〕

「相殺の可否（一）」——条件付債務の条件成就（最判昭和四七・七・二三）」別冊ジュリスト一六三三号〔倒産判例百選 第三版〕

二〇〇三（平成一五）年

「信義則による後訴の遮断（最判昭和五一・九・三〇）」別冊ジュリスト一六九号〔民事訴訟法判例百選 第三版〕

二〇〇四（平成一六）年

「手形不渡等を停止条件とする債権譲渡契約が對抗要件否認の対象とはならないが、故意否認の対象となるとされた事例（東京高判平成一四・一一・一九）」判例時報一八六四号

二〇〇五（平成一七）年

「不執行の合意（最判平成五・一一・一一）」別冊ジュリスト  
一七七号〔民事執行・保全判例百選〕

二〇〇六（平成一八）年

「災害調査復命書と文書提出義務（最決平成一七・一〇・二四）」  
ジュリスト臨時増刊一三一三号〔平成一七年度重要判例解説〕

「権利自由の拘束力（最判昭和四二・一一・一六）」ジュリス  
ト増刊〔判例から学ぶ〕民事事実認定

「破産管財人の第三者性（一）…建物保護法一条の第三者（最  
判昭和四八・二・一六）」別冊ジュリスト一八四号〔倒産判例  
百選 第四版〕

二〇一〇（平成二二）年

「証言拒絶事由（一）―公務秘密（最判平成一七・一〇・二四）」  
別冊ジュリスト二〇一号〔民事訴訟法判例百選 第四版〕

### 【シンポジウム記録】

一九九八（平成一〇）年

「転換期の民法学 方法と課題（シンポジウム）」私法六〇号

二〇〇〇（平成一二）年

「学説と実務における紛争解決の観念（シンポジウム）」民事  
訴訟雑誌四六号

二〇〇四（平成一六）年

「現代の民事訴訟における裁判官および弁護士との多重的な役割  
とその相互関係（シンポジウム）」民事訴訟雑誌五〇号

二〇〇五（平成一七）年

「民事訴訟の当事者（シンポジウム）」民事訴訟雑誌五一号

「鈴木民法学の六〇年（シンポジウム）」北大法学論集五五卷  
六号

二〇〇七（平成一九）年

「上訴の理論的再検討（シンポジウム）」民事訴訟雑誌五三号

二〇〇八（平成二〇）年

「民事裁判における情報の開示・保護（シンポジウム）」民事訴訟雑誌五四号

（書評）井上治典著『多数当事者の訴訟』ジュリスト一〇二三号。

二〇一〇（平成二二）年

「倒産法と契約（シンポジウム）」民事訴訟雑誌五六号

【書評その他】

一九八一（昭和五六）年

「小山昇教授の経歴と業績」北大法学論集三一巻三・四号下

一九八五（昭和六〇）年

（紹介）「Raymond T.Nimmer, Executory Contracts in Bankruptcy—Protecting the Fundamental Terms of the Bargain(54 Colo L.Rev.1983)」アメリカ法一九八五年二号

（ブック・レビュー）「民事訴訟法改正研究会著『改正民事訴訟法研究Ⅰ』」判例タイムズ臨時増刊八七二号

（書評）福永有利・井上治典著『民事の訴訟——ある事件の発生から解決まで』法学教室八五号